

伊予市都市再生推進調査会委員名簿

(任満了：議題に係る市長答申まで)

(敬称略)

番 号 根 拠	区 分	団 体 名	役 職	氏 名	備 考
1 ----- 条 3①(1)	学識経験を有する者	愛媛大学	社会連携推 進機構 教授	前田 眞	
2 ----- 条 3①(2)	関係行政機関	四国地方整備局 松山河川国道事務所	所長	鳥羽保行	
3 ----- 条 3①(2)	関係行政機関	愛媛県中予地方局 建設部	建設企画課 長	中川逸朗	
4 ----- 条 3①(3)	市長が認めた団体の 関係者 (公共交通)	四国旅客鉄道株式会社 愛媛企画部	部長	窪 仁志	
5 ----- 条 3①(3)	市長が認めた団体の 関係者 (商工業)	伊予商工会議所	専務理事	川口和男	
6 ----- 条 3①(3)	市長が認めた団体の 関係者 (福祉/教育)	伊予市社会福祉協議会	事務局長	宮岡 崇	
7 ----- 条 3①(3)	市長が認めた団体の 代表者 (景観形成)	郡中景観まちづくり 推進協議会	会長	高橋宏文	
8 ----- 条 3①(4)	都市計画区域内 住民代表	郡中地区区長協議会	会長	樋口行則	
9 ----- 条 3①(5)	公募委員			西畑征二郎	
10 ----- 条 3①(5)	公募委員			川口 清	

○伊予市都市再生推進調査会条例

平成28年4月18日条例第24号

伊予市都市再生推進調査会条例

(設置)

第1条 都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上の推進に係る各種計画及びその実施に関し必要な調査協議を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、伊予市都市再生推進調査会（以下「調査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 調査会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査協議する。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく本市の都市計画に関する基本的な方針の原案作成に関すること。
- (2) 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に基づく立地適正化計画の原案作成及び運用に関すること。
- (3) 市街地の整備改善及びまちなか居住の推進に関すること。

2 調査会は、前項に規定する調査協議が終了したときは、その結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 調査会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱した委員10人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 市長が認めた団体の関係者
- (4) 地域住民の代表者
- (5) 公募による市民

2 委員の任期は、委嘱の日から前条に規定する事務が終了するまでの期間とする。

(会長)

第4条 調査会に会長を置き、会長は、学識経験を有する者につき委嘱された委員のうちから委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、調査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 調査会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 調査会の会議は、委員の過半数の出席で成立し、議事は、出席委員の過半数で決するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 調査会の庶務は、産業建設部において処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、調査会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、第2条に掲げる事務が終了した日限り、その効力を失う。

委員任期

平成28年7月7日

～

市長あて最終答申

本調査会での主な協議事項

策定期限

・立地適正化計画の原案作成	(1)都市機能誘導区域に関する立地適正化計画(済)	H29.3
	(2)居住誘導区域に関する立地適正化計画 H30.5に前倒し	H31.3
・市都市計画マスタープランの改定案作成	(3)市都市計画マスタープラン	H31.3

協議の経過

開催時期	事務局からの説明事項	備考
H28.8.18	・都市再生推進調査会について ・立地適正化計画制度の概要と伊予市の現況 ・設定にあたっての考え方	8月31日 四国地方整備局協議
H28.9.12	・都市機能誘導区域及び誘導施設 事務局案について	10月11日 都市計画審議会 (経過報告)
H28.11.4	・都市機能誘導区域及び誘導施設 修正案について	11月10日～29日 意見公募 (調査会主催)
H28.12.2 ～14	・意見公募結果報告、第1次答申案承認	12月22日市長へ答申 1月13日都計審 2月6日庁議
H29.3.31	都市機能誘導区域に関する立地適正化計画 策定告示	
H29.4.28	都市機能誘導区域に関する立地適正化計画 改定告示(ウエルピア伊予市街化区域編入に伴う)	
H29.10.13	■立地適正化計画策定報告 ■居住誘導区域の考え方・区域設定(案)	10月4日 四国地方整備局協議
H29.12	■居住誘導区域の考え方・区域設定(修正案) ■施策及び評価指標・目標値(案)	1月 意見公募 (調査会主催)
H30.2	■立地適正化計画(修正案)の了承 ■都市計画マスタープランたたき台(全体構想まで)	
【今後の予定】 平成30年2月～3月 都計審(立適計画審議&都市マス意見) 平成30年度は、 3月 企画調整会議/4月 庁議/5月 計画決定 ○都市マスの改定案を作成し、市長に最終答申		

語句説明

◆立地適正化計画…人口減少と高齢化を背景とするまちづくりの課題に対応するため、公共交通を軸に都市計画区域全体の構造を見渡しなが、居住や医療施設、福祉施設、商業施設などを一定の範囲内に誘導するための具体策を定めた計画。都市計画法に基づく「市町村都市計画マスタープラン」の高度化版として位置づけられる。(根拠法令:都市再生特別措置法)
◆都市機能誘導区域…立地適正化計画において、市街化区域の一部に医療施設、福祉施設、商業施設などの生活サービス施設の集積を形成しようと定める区域。区域設定の際は、誘導する施設の具体的な要件や、誘導のための施策をあわせて定める。
◆居住誘導区域…立地適正化計画において、市街化区域の一部に3戸以上の住宅建築や1,000平方メートル以上の宅地開発を誘導することで、住宅の集積を形成しようと定める区域。区域設定の際は、誘導のための施策をあわせて定める。
◆市町村都市計画マスタープラン…市町村の都市計画に関する基本的な方針。おおむね20年後の都市の将来像を展望し、主要な土地利用、都市施設、都市計画関連事業の概要を示すことで、その実現に向けての大きな方向性を明らかにしたもの。(根拠法令:都市計画法)